

改正後	改正前
<p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>(f) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する</p> <p>なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付</p> <p>(g) (略)</p> <p>(h) 使用者の委任状（申請書に<u>使用者の記名</u>があれば不要）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(i)～(n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>I. 登録自動車</p> <p>1. 新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請</p> <p>1-1. 新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車）</p> <p>(1) 型式指定自動車の場合</p> <p>(ア) 提出書類</p> <p>(a)～(e) (略)</p> <p>(f) ①～⑤ (略)</p> <p>⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する</p> <p>なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、<u>押印</u>した訳文を添付</p> <p>(g) (略)</p> <p>(h) 使用者の委任状（申請書に記名<u>及び押印があるか、若しくは署名</u>があれば不要）</p> <p><u>① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要</u></p> <p>(i)～(n) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (d) (略)

(e) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(f) (略)

(g) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(h) ～ (o) (略)

(イ) (略)

1 - 2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 所有者の印鑑（登録）証明書

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) ～ (d) (略)

(e) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

(f) (略)

(g) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(h) ～ (o) (略)

(イ) (略)

1 - 2. 中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

(1) 提出書類

(ア) ～ (オ) (略)

(カ) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

(キ) (略)

(ク) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(ケ)～(セ) (略)

(2) (略)

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただ

①～⑤ (略)

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(キ) (略)

(ク) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ケ)～(セ) (略)

(2) (略)

2. 変更登録・自動車検査証記入の申請

2-1. 構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

①所有者本人が直接申請する場合は押印

②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合に限り必要。ただ

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

(削除)

(オ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

(カ) ~ (ケ) (略)

(コ) その他

①~② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

(削除)

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

(削除)

(オ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要)

① 押印が必要

(オ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

(カ) ~ (ケ) (略)

(コ) その他

①~② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(ア) 変更登録申請書

(自動車検査証記入申請書)

①所有者本人が直接申請する場合は押印

②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要)

① 押印が必要

(オ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署

(削除)

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) ①~⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ) 及び (キ) (略)

(ク) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3. 移転登録・自動車検査証記入の申請

3-1. 売買等によるもの

(1) 提出書類

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) ①~⑦ (略)

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要
(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名
があれば不要

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-2. 相続によるもの

3-2-1. 単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書〔(ウ)のうち①を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあつては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

(オ) 及び (カ) (略)

(キ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(ク) ~ (サ) (略)

(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-2-2. 共同相続

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書 (被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)

(エ) 及び (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

(キ) ~ (サ) (略)

(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(オ) 及び (カ) (略)

(キ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(ク) ~ (サ) (略)

(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-2-2. 共同相続

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書 (被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの)

(エ) 及び (オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(キ) ~ (サ) (略)

(シ) 自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

3-3. 合併によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-4. 分割によるもの

(1) 提出書類

(ア)～(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(シ) (略)

(ス) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

3-5. 判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）

(1) 提出書類

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ①～③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

3-5. 判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）

(1) 提出書類

(ア)～(ウ) (略)

(エ) ①～③ (略)

④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

(キ)～(サ) (略)

(シ) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告
記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ)～(ク) (略)

(ケ) その他

(キ)～(サ) (略)

(シ) その他の必要書類

①～② (略)

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 抹消登録の申請

4-1. 永久抹消登録の申請

4-1-1. 大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車
自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告
記録がなされたもの

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

(エ)～(ク) (略)

(ケ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状（永久抹消登録の委任状と併用することも可）

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

4-1-2. 登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) 所有者の印鑑（登録）証明書

①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ) ～ (サ) (略)

(シ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

4-2. 輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(エ) ～ (サ) (略)

(シ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c) ～ (d) (略)

4-2. 輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c)～(d) (略)

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c)～(d) (略)

4-3. 一時抹消登録の申請

(1) 提出書類

(ア) 及び (イ) (略)

(ウ) ①～④ (略)

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した

付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(c)～(d) (略)

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

(削除)

②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ)及び(ウ) (略)

(エ)所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）

(オ)その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証す

訳文を添付。

(エ)～(キ) (略)

(ク) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(c)～(d) (略)

5. 一時抹消登録後の届出

5-1. 解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載

(イ)及び(ウ) (略)

(新設)

(エ)その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿

る戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く)の滅失又は用途廃止の場合)

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

(削除)

(イ) 及び(ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(届出書に所有者の記名があれば不要)

(オ)～(カ) (略)

(キ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更

謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

(2) 自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

(ア) 自動車重量税還付申請書(永久抹消登録申請書と兼用)

① 金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

(イ) 代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印

(ウ) 自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

5-2. 滅失又は用途廃止の届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く)の滅失又は用途廃止の場合)

(1) 提出書類

(ア) 解体届出書

① 所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ) 及び(ウ) (略)

(新設)

(エ)～(オ) (略)

(カ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面(所有者の変更

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付。

5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

(削除)

①輸出の予定日を記入

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)

(オ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面(所有者の変更があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証

があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

② (略)

(c) 登録識別情報等通知書(平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書)を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付。

5-3. 輸出に係る届出(一時抹消登録した自動車(大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く)を輸出する場合)(輸出の予定日から6ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請)

(1) 提出書類

(ア) 輸出予定届出証明書交付申請書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

②輸出の予定日を記入

(イ)～(ウ) (略)

(新設)

(エ) その他

(a) (略)

(b) 当該自動車の所有権を証するに足る書面(所有者の変更があった場合に限り必要)

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、登記

する戸籍謄(抄)本、登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②及び③ (略)

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出を取り止める場合)

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書
(削除)

(イ)～(ウ) (略)

(エ) 所有者の委任状(届出書に所有者の記名があれば不要)

7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書
(削除)

(イ)～(エ) (略)

(オ) 所有者の委任状(申請書に所有者の記名があれば不要)

(カ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書(譲渡人は実印を押印)、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車

(1) 提出書類

(ア) 再輸入見込届出書
(削除)

簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②及び③ (略)

6. 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納(自動車の輸出を取り止める場合)

(1) 提出書類

(ア) 輸出抹消仮登録(輸出予定届出)証明書返納届出書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ)～(ウ) (略)

(新設)

7. 所有者変更記録申請(一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書

①新所有者の記名及び押印が必要(代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

(イ)～(エ) (略)

(新設)

(オ) 当該自動車の所有権を証するに足りる書面

①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書

8. 本邦に再輸入されることが見込まれる自動車

(1) 提出書類

(ア) 再輸入見込届出書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要(代理

- (イ) (略)
(ウ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)
(2) (略)

9. 自動車検査証記入の申請

9-1. 構造変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証記入申請書
(削除)

- (イ) 及び (ウ) (略)
(エ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

- (オ) (略)

9-2. 構造変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

- (ア) 構造等変更検査 (自動車検査証記入申請書)
(削除)

①登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名が必要
(代理人が申請する場合は所有者の記名のある委任状でも可)

- (イ) 及び (ウ) (略)
(エ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

- (イ) (略)

(新設)

- (2) (略)

9. 自動車検査証記入の申請

9-1. 構造変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

- (ア) 自動車検査証記入申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人
が申請する場合は記名及び押印があるか、若しくは署名の
ある委任状でも可)

- (イ) 及び (ウ) (略)
(エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは
署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

- (オ) (略)

9-2. 構造変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

- (ア) 構造等変更検査 (自動車検査証記入申請書)

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理
人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しく
は署名のある委任状でも可)

②登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名及び押印
が必要 (代理人が申請する場合は所有者の押印のある委任状
でも可)

- (イ) 及び (ウ) (略)
(エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは

(削除)

(オ) ～ (キ) (略)

(2) (略)

10. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車登録番号標交付申請書

(削除)

①「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

(削除)

(エ) ～ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

(b) (略)

11. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

(削除)

①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

署名があれば不要

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) ～ (キ) (略)

(2) (略)

10. 自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車登録番号標交付申請書

①所有者の押印が必要（代理人が申請をする場合は所有者の押印のある委任状でも可）

②「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

①押印が必要

(エ) ～ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

(b) (略)

11. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人
が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名
のある委任状でも可）

②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納
する旨の記載を含む）

む)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

12. (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書)
又は (自動車検査証交付申請書)

(削除)

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

(削除)

(e) (略)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) (略)

(オ) その他

①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において
自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、
返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、
若しくは署名のある理由書が別途必要 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

(2) (略)

12. (略)

II. 二輪の小型自動車

1. 新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請

1-1. 新車 (初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車)

(1) 型式指定自動車の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書 (新規検査及び自動車検査証交付申請書)
又は (自動車検査証交付申請書)

①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名
が必要 (代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記
名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも
可)

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

① 譲渡人は押印

(e) (略)

(f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(g) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(h) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）

（削除）

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(f) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(g) ～ (k) (略)

(イ) (略)

(f) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名が
あれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(g) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若し
くは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(h) ～ (j) (略)

(イ) (略)

(2) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類

(a) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）

①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名
が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記
名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも
可）

(b) 及び (c) (略)

(d) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

(e) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。
ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名が
あれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(f) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若し
くは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(g) ～ (k) (略)

(イ) (略)

1－2．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

（削除）

(イ) 及び (ウ) （略）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

(オ) （略）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(キ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(ク) ～ (サ) （略）

(2) （略）

2．自動車検査証記入の申請

2－1．構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書

（削除）

1－2．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

(1) 提出書類

(ア) 新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

(イ) 及び (ウ) （略）

(エ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

(オ) （略）

(カ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(キ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ク) ～ (サ) （略）

(2) （略）

2．自動車検査証記入の申請

2－1．構造等変更検査を伴わない場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書

① 所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）ただし、使用者の氏名又は名称、住所若しくは使用の本拠の位置の変更

(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

①～⑥ (略)

⑦ 所有者(名義)変更の場合
・譲渡証明書

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

①旧所有者のものは不要

(オ) 使用者の委任状(申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

(カ) (略)

(キ) 自動車検査証

(ク) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(ケ) その他

① (略)

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)

の場合は、所有者のものは不要

(イ) (略)

(ウ) 事由が確認できる書面等

①～⑥ (略)

⑦ 所有者(名義)変更の場合
・譲渡証明書(譲渡人は押印)

(エ) 所有者の委任状(代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか若しくは署名が必要

旧所有者のものは不要

(オ) 使用者の委任状(申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(カ) (略)

(ク) 自動車検査証

(ケ) 事業用自動車連絡書(自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要)

(コ) その他

① (略)

② 車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書(発見した場合は返納する旨の記載を含む)

2-2. 構造等変更検査を伴う場合

(1) 提出書類

(ア) 構造等変更検査申請書(自動車検査証記入申請書)

(削除)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(オ) 及び (カ) (略)

(2) (略)

2-3. 二輪の番号変更の場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書 (二輪番号変更)

(削除)

① 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) 及び (カ) (略)

(2) (略)

2-3. 二輪の番号変更の場合

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証記入申請書 (二輪番号変更)

① 使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

② 「交付を受ける理由」欄に記載が必要

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

① 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)

3. 自動車検査証返納証明書交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

(削除)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む) を添付

(c) (略)

4. 所有者変更記録申請 (自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書

(削除)

(イ) ~ (エ) (略)

(オ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

(カ) (略)

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証返納証明書交付申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 (代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) ~ (カ) (略)

(キ) その他

(a) 自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

(b) 車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 (発見した場合は返納する旨の記載を含む)を添付

(c) (略)

4. 所有者変更記録申請 (自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合)

(1) 提出書類

(ア) 所有者変更記録申請書

①新所有者の記名及び押印が必要 (代理人が届出をする場合は新所有者の記名及び押印のある委任状でも可)

(イ) ~ (エ) (略)

(新設)

(オ) (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

(削除)

①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

(削除)

(エ) (略)

(削除)

(2) (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

①代理人が請求する場合は所有者の記名のある委任状でも可

② (略)

(イ) (略)

5. 自動車検査証の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 自動車検査証再交付申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) (略)

(オ) その他

①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(2) (略)

6. 検査記録事項等証明書の交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査記録事項等証明書交付請求書

①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が請求する場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

② (略)

(イ) (略)

(ウ) 所有者の委任状 (申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(2) (略)

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄: 使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄: 所有者の氏名又は名称及び住所を記入 (所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)

(イ) (略)

(ウ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

(削除)

(エ) (略)

(オ) 使用者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

(カ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

(キ) ~ (ク) (略)

(2) (略)

1-2. 中古車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場

(ウ) 所有者の委任状 (申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(2) (略)

Ⅲ. 軽二輪

1. 新規届出

1-1. 新車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄: 使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印 (記名押印に代えて署名でもよい)

②所有者欄: 所有者の氏名又は名称及び住所を記入 (所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい)、所有者印押印 (記名押印に代えて署名でもよい)

(イ) (略)

(ウ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

① 譲渡人は押印

(エ) (略)

(オ) 使用者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(キ) ~ (ク) (略)

(2) (略)

1-2. 中古車 (初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場

場合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

(ウ) （略）

(エ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

(カ)～(ク) （略）

(2) （略）

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

合)

(1) 提出書類

(ア) 新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

(イ) 譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

(ウ) （略）

(エ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(オ) 所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(カ)～(ク) （略）

(2) （略）

2. 記入申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証記入申請書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所

③ (略)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

(削除)

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要)

(削除)

①旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要)

(削除)

①旧所有者のものは不要

(ク) 及び (ケ) (略)

(コ) その他

①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

(2) (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

①申請者 (使用者) 欄: 使用者の氏名又は名称及び住所を記入

(イ) (略)

有者印押印 (記名押印に代えて署名でもよい)

③ (略)

(イ) 及び (ウ) (略)

(エ) 譲渡証明書 (所有者の変更がある場合に限り必要)

①譲渡人は押印

(オ) (略)

(カ) 使用者の委任状 (代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

(キ) 所有者の委任状 (代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要)

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧所有者のものは不要

(ク) 及び (ケ) (略)

(コ) その他

①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

(2) (略)

3. 軽自動車届出済証返納届

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書交付申請書

①申請者 (使用者) 欄: 使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印 (記名押印に代えて署名でもよい)

(イ) (略)

(ウ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(エ) 及び (オ) （略）

(カ) その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

①申請者欄：使用者の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）

②申請の事由欄：申請の事由を記入、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

(ウ) （略）

（削除）

(ウ) 使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(エ) 及び (オ) （略）

(カ) その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

4. 軽自動車届出済証の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証再交付申請書

①申請者欄：使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

②申請の事由欄：申請の事由を記入（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

(イ) 使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

(ウ) （略）

(エ) その他

①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において軽自動車届出済証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返

(2) (略)

5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書

①申請者（使用者）の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(2) (略)

納する旨の記載を含む)

(2) (略)

5. 軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請

(1) 提出書類

(ア) 軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書

①申請者（使用者）の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯

(2) (略)